

ADR機関の連携可能性と弁護士会の役割：ADR機関の 連携を通じた「福岡発連携的正義」の試み

川嶋， 四郎
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/10710>

出版情報：法政研究. 73 (2), pp.79-111, 2006-10-05. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

ADR機関の連携可能性と弁護士会の役割

——ADR機関の連携を通じた「福岡発連携的正義」の試み

川嶋 四郎

〈目次〉

- 1 はじめに
- 2 連携の地、福岡
- 3 ADRの意義と価値
- 4 ADRの課題と民事訴訟の現実
- 5 水平的な連携のあり方
- 6 アクセス論のなかの連携
- 7 ADRの位置付け

——「阿蘇型志向モデル」を求めて

——「正義の女神」像から「千手観音」像へ

1 はじめに

ただいまご紹介をいただきました九州大学の川嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、ADRの機関連携とそのためのシンポジウムは、今回のものが、日本で最初の試みではないかと思えます。しかも、それが、法曹三者のなかで最も市民に身近な存在であるべき弁護士の組織、弁護士会の中枢をなす日弁連あげて、組織的かつ全国規模で行われること自体、画期的なことではないかと思えます。それゆえ、このようなシンポジウムの基調講演にお招きいただきまして、ありがとうございます。

特に、日本弁護士連合会・全国仲裁センター連絡協議会実行委員会、また、実際に企画をされ実行されました、委員長、金子龍夫弁護士を初め、福岡県弁護士会紛争解決センター運営委員会の皆様方に、心より御礼申し上げます。

さて、私は、これまで広義の民事訴訟過程を法的救済過程としてトータルに捉えて、理論的な研究を行って参りました。そのような法的救済過程の一部として、ADRは、今後ますます重要度を増してくるのではないかと、考えています。ただ、私は、手続理論の純粋な研究者で、弁護士登録もしておらず、その意味で、本日、どれだけ具体的な話ができるか、心もとありません。しかも、私は、いかなる専門的な「資格」をも有しておりません。資格といえば、運転免許ぐらいいしか持ち合わせておりません。大学教員というのは、教員免許がなくてもできますので、教員免許さえもっておりません。したがって、いわゆる専門士業とか、資格に基づく法律関係専門職というものには属さないと思

いますが、本日は、少し法理論に詳しい一般市民という立場から、抽象的な話になるかもしれませんが、自由な報告をさせていただければと、思っております。

本日は「ADR機関の連携可能性と弁護士会の役割」という非常に大きなテーマをいただきました。その副題としまして、私は研究者の立場からお話しするというところで、レジュメ(略)には「近時のADR論の展開を踏まえて」とも書いております。そのさいの私の考え方の基本的な方向性として、「ADRを通じた福岡発連携的正義の試み」といったものを考えております。本日は、そのような基層的なお話を、させていただきたいと思っております。

2 連携の地、福岡

まず、福岡の地というのは、弁護士会を中心として、連携が、非常に実り多い成果を収めている土地と、私は考えております。具体例と致しまして、三点ほど挙げさせていただきます。

まず、第一に、弁護士会と隣接法律専門職との間で、古くからすでに連携が行われているということです。平成四年(一九九二年)からと聞いておりますけれども、「暮らし事業何でも相談会」という名称で、「福岡専門職団体連絡協議会」という業際ネットワークが形成されておりました。そこで、弁護士会と隣接法律専門職との間の連携を通じた相談会が行われています。これまでの実績につきましては、きちんと資料も残されており、拝見させていただきましたが、利用した市民に対するアンケート結果にも、非常に興味深いものがございます。その連絡協議会には、税理士・不動産鑑定士・公認会計士・弁理士・行政書士・司法書士・社会保険労務士・土地家屋調査士・弁護士が参加していると聞いております。

次に、第二の連携と申しますと、弁護士会と裁判所との連携があります。私の知っている限りの話で恐縮ですが、民

事訴訟において、「福岡方式」という、福岡本庁における第一審民事訴訟事件を迅速適正に運用していく方策案が作られ、平成三年（一九九一年）年四月一日から、実施されています。⁽¹⁾それは、当事者の視点をも取り入れて民事訴訟手続を運営させていくという、画期的な試みなのです。この「福岡方式」は、平成八年（一九九六年）に制定されました現行民事訴訟法にも、いろいろなかたちで具体的な規定として採用されました。その後、「新福岡方式」の検討も行われているようであります。

それ以外には、裁判所と弁護士との間で、「医療関係訴訟連絡協議会」ですとか、「管財人協議会」なども行われております。前者には、医者である大学教授や手続法学者も参加し、後者には手続法学者も参加しています。

さらに、第三の連携ですが、福岡県弁護士会と大学との連携ということでした。法科大学院というものの議論がまだ具体化される前段階から、福岡県弁護士会と九州大学法科大学院（正確には、その担当予定者。以下同じ。）との間、その後には、西南学院大学法科大学院、福岡大学法科大学院、久留米大学法科大学院を含む、⁽²⁾四つの大学と弁護士会が「ロー・ルーム構想」の検討を始め、それが現実⁽²⁾に実を結び、現在実施されているということです。

このようなかたちで、福岡では、弁護士会がひとつの基軸になって、専門的な紛争をも射程に入れて、紛争の予防・解決だけではなく、法曹という人材の育成をも含む壮大なネットワークが構想されて、実現されているのです。

そのような背景を考えますと、本日、このシンポジウムが、福岡の地で行われることには意義があると思います。一番最初に申し上げた「ADRを通じた福岡発連携的正義」のあり方を、より制度的に、具体的に、皆様のお知恵を借りながら、体系化し実践に移していくという意味で、非常に有益な議論が期待できるのではないかと、考えております。しかも、私自身は、このような連携の試みは、市民の立場から見れば、非常によいことだと思っておりますので、これが実り多いかたちで発展するように、多少ともご支援できればと考えております。

3 ADRの意義と価値

さて、言うまでもないことかもしれませんが、「ADRの意義と価値」を、最初に振り返っておきたいと思います。価値観が多様化し、社会が複雑化した現代社会においては、紛争も多様化しております。そうしますと、紛争処理に寄せる当事者の思いも非常に多様化していると考えられます。先ほど、福岡県弁護士会会長の川副正敏さんのほうから『司法制度改革審議会意見書』の一部が紹介されましたけれども、その『意見書』のなかでも、やや裁判中心の位置づけというきらいはありますが、「ADRが、国民にとつて裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図るべきである。」と、記されています。しかも、本シンポジウムのテーマに即して言えば、「各ADRがそれぞれの特長を活かしつつ充実・発展していくことを促進するため、関係機関等の連携を強化し、共通的な制度基盤の整備を推進すべきである。」とも、提言されていたのです。後に言及しますように、意味合いは多様ですが、ここでは、確かに「連携」の必要性が説かれていたのです。

さて、ADRの利点は、よく言われることですが「早く、安く、うまい」というキャッチ・フレーズに代表されます。もう少し細かく一〇点ばかりにまとめて挙げますと、次の通りです。

まず、第一に、「迅速」です。仮に連携がうまくいきますと「迅速」な紛争解決が加速することが考えられます。つまり、民事紛争処理に関するいわば「総合病院」ができあがることになるからです。紛争当事者が、異なる領域の専門家を渡り歩く必要がなくなり、一つの連携的ADR機関で、ワン・ストップ・サービスの、十分な満足を得られる可能性が生み出されるからです。しかし、ひとつ間違えると、ADR機関のたらい回しのようになり、その結果、迅速性や経済性などの利点が、失われることにもなりかねません。

次に、第二は、「安く」ということです。低廉さ（経済性）ですが、こちら、もしも手続利用者が、自ら主体的に

使いこなせる、利用できるということであれば、それで低廉になると考えられます。そうすると、弁護士会が作る、その他の士業団体が作るということ、弁護士やその他の士業の仕事、つまり本業がどうなるかという問題があるのかもしれないませんが、弁護士も多様化し、しかもまた、訴訟が必要な事件は弁護士に、ということになるのが望ましいようにも思われます。専門士業の度量と市民サービスのあり方にかかわる問題だと思えます。また、その他の士業にとっても、その職域をより広く市民の間に広げていく絶好の機会かもしれません。

一般に、弁護士も、多様な紛争処理に習熟し、また、その職域も多様化・広範化し、たとえば、訴訟などは、真に必要な事件に限定されることになることなども期待されます。結果として、裁判所の負担軽減に寄与する面はあるかもしれませんが、それは付随的な目標あるいは結果であって、あくまで、市民的な視点にとつての主眼は、ADR過程自体の充実、紛争処理過程の多様化と充実化です。ただ、ADR機関の手続的な充実によって、結果として、裁判所は、事件処理に余裕が生じ、より充実した審理が可能になるかもしれません。しかも、紛争当事者の訴訟負担の軽減といった意義が生じるかもしれません。

ただ、しかし、手続利用者が、手続の選択を間違え、二度手間のようになってしまうと、その分費用も嵩んでくると思われます。

さらに、第三の「うまい」ということです。裁判・訴訟は、一般に、勝ち負け、つまりオール・オア・ナッシングのゼロサム・ゲームだと言われておりますけれども、これに対して、ADR・和解というものは、個別具体的な事件の文脈に即した具体的な救済のあり方というのも、探求できると考えられております。当事者が比較的主体的に、既存の実体法に囚われずに柔軟な和解案を作ることができ、しかも、法創造的な作用さえ果たすことができると考えられます。また、判決は、基本的に当事者間の紛争を判決の既判力（民事訴訟法一一四条・一一五条）でもって解決していくということですが、ADRですと、当事者間の合意を基本として、また第三者の取り込みなども可能になってくると考えられ

ます。当事者間の合意に基づきますので、当事者による自発的かつ任意的な履行の可能性も増大し、「うまい解決」に資すると考えられます。さらに、判決ですと、要件事実論に縛られ、そこから漏れ落ちるものは排除され、当事者の不満の原因にもなりかねない面がありますが、ADRは、よりふくらみのある手続運営・手続処方^③が可能になり、その結果、プロセスを通じた当事者の満足の度合い、すなわち「過程的な満足の度合い」も、より増大する可能性があると考えます。

また、第四ですが、「手続主宰者の非限定性」が挙げられます。訴訟ですと、その主宰者は裁判官に限定されますが、ADRの場合には、多様な主宰者を取り込むことができます。確かに、訴訟でも、たとえば鑑定制度（民事訴訟法二二条以下）などだけではなく、近時、専門委員制度（民事訴訟法九二条の二以下）などの創設により、専門的な知見を有する者を手続主宰者側に取り込むことは可能になりましたが、しかし、あくまで手続主宰者、そして、判断者は裁判官です。これに対して、ADRの手続過程では、多様な専門的知見に基づいて、当事者とともに解決に努めれば、いわば文殊の知恵のようなものが生まれることもあると考えられます。しかも、その手続が首尾良く行われると、「早く、安く、うまく」ということが現実になり、さらに、その取り組み次第では、それらがより一層増進されることとなります。ここが、連携のあり方と大きく関わってくるのだと思われます。

第五は、「手続のあり方」、つまり「手続の柔軟性」です。訴訟の場合ですと、厳格な口頭弁論が必要的に、要求されます。必要的口頭弁論の原則（民事訴訟法八七条一項本文）です。つまり、公開主義、双方審尋主義、直接主義および口頭主義が貫徹されます。ADRでは、前者二者の基本原則が問題になると思いますけれども、特に非公開でやってもraithたいとか、対席方式（同席方式）ではなく交互面接方法でやってもらいたいとか、そのような手続利用者のニーズに応えることができる、考えられます。これらは、必ずしも正義に叶わないという意見もごさいますけれども、しかし、正義は多様であり、また、当事者の満足度や納得度を手続評価の指標に据え、しかも、プロセスの多様性自体に価

値を見出す立場からは、一定の価値があるとも考えられます。もとより、ADRは、柔軟な手続形成が可能になり、私的な紛争における当事者のニーズを、より強く満足させる可能性を有していると、言うことができると思われます。

それとの関わりで、第六ですが、「手続保障の度合い」ということを考えると、訴訟というのは、手続保障に関しては最も充実しており、かつ、最も公正で慎重な手続を有していると、一般的に評することができます。しかし、それが、個別事件の具体的解決とどう関係するのかを考えた場合に、手続保障が十分であればあるだけ素晴らしい紛争処理が可能になるかといえ、一般には、必ずしもそうとは限らないと考えられます。つまり、個別事件の具体的な処理局面における手続保障の質の問題と関わってくる事柄であると思われます。そう考えると、ADRというのは、個別事件の具休相に即応して手続保障の具体的なあり方を考え実践することができるといって、機動性に優れた面があると、考えられます。

第七ですが、「専門性」ということです。専門的な民事事件において、裁判官も専門化することが考えられますし、裁判所のなかでも、鑑定であるとか、専門委員ですとか、裁判所調査官などを使うことによって、専門性を補うということも関係するかと思いますが、ADRの利点としましては、もつと柔軟な視点で専門家を活用できる可能性がります。おそらく連携の価値にも関わってくるのだと思います。

ただ、法専門家の専門領域や職域は、形式的に見た場合には、オーバーラップする面もありますが、これまた実質的に、つまり、個別事件の具体的な関わり方から見た場合には、人によっても対応は異なりますが、各専門領域毎に多様なあり方を考えることができると思います。たとえば、一般的な比較にすぎませんが、弁護士と司法書士とは、職域が重なる面があるものの、その地域的な広がりやの差異、機動的な対応のあり方、簡裁事件とりわけ少額事件に対する肌理細やかな応接の可能性などを考えた場合には、相互補完的な連携の可能性も十分にあると考えます。

さらに、確かに、専門性を、単に「実体的」に捉える、すなわち、深い専門的知見に長けている点だけを捉えると、

形式的な資格が重きをなすようにも思えます。しかし、専門性を手続的に考える、すなわち、「一般市民に専門的な事項を分かりやすく時間をかけて説明することができ、かつ、十分に依頼者の声に耳を傾けることができる専門家像」を描いたときには、それが単に形式的な資格に囚われない市民にアクセスしやすい新たな専門家像を、期待することができると思います。

これは、法律関係専門職の連携のあり方やそれらの相互補完的な役割分担を考えるさいに、重要な考慮要素となると考えます。弁護士法七二条の規律のあり方とも関わります。なお、専門性というものの考え方につきましては、後に再度言及したいと思います。

第八は、「事実認定に関する考え方」です。訴訟で判決を書くということになると、事実の存否を確定して、それ依法を適用して、きちんと法的三段論法に従って判決を出していくことになると思います。ところが、ADRの場合には、必ずしも厳格な事実認定をしなくてよいわけです。したがって、そういう意味では、柔軟な解決が可能になってくると言えます。研究者のなかには、それでは先例が創造されなかったり、法適用がきちんと行われないので法的正義が貫徹されなくなるといった批判を呈する向きもありますが、当事者の納得や満足の度合いを考えますと、合意が基礎にありますので、それ自体の価値はあると思います。私的な紛争は、あくまで私的なもの⁴と考えることができるからです。これは、紛争解決プロセスのあり方に関わる問題ですので、後に再び言及したいと思います。

第九は、「不服申立ての有無」です。訴訟の場合は、控訴・上告といった不服申立て、すなわち審級制度が考えられるわけで、確かに、判断者の目線を変えた慎重かつ正確な判断が可能になります。しかし、先ほど申し上げました「早く」という点では、必ずしもそうならない面もあります。たとえば、労働紛争における不当労働行為の審査事件を例に挙げた場合に、都道府県労働委員会に事件が係属しますと、結局、都道府県労働委員会、中央労働委員会だけでなく、その命令に対して取消訴訟が提起されますと、地方裁判所、高等裁判所そして最高裁判所といった「五審制の問題」も

生じ、かなり長期化するきらいがあります。

それに対して、ADRというのは、そこで解決すれば、それで一件落着きます。これは、三審制をどのように考え構築するか、さらには、和解案などの解決案をどう作るかなどといった問題にも関わるとは思いますが、ADRのひとつの大きなメリットであると考えます。

さらにそれを支えるものとして、第一〇として、「合意に対する考え方」を、挙げる事ができると思います。一方で、訴訟、これは、裁判型・裁断型の典型的なものですが、他方で、ADRの基礎には、基本的に当事者間の合意が存在します。対話と合意によって手続、そして結果が正当化されていくということです、それはそれで当事者は満足し、しかも、自分たちが自主的かつ自律的に決めたことだから守っていこうということになる可能性が高くなります。つまり、守れる範囲で決めたのだから守っていこうということで、当事者の任意履行の可能性・蓋然性も、それだけ高くなると考えられるのです。

しかも、過去の事実を法を適用して判断を行うという訴訟とは異なり、ADRでは、単に、「過去志向的な救済」だけではなく、「将来志向的な救済」をも、そのなかに取り込むことができ、当事者間で創案することができると考えられます。つまり、ADRでは、「法律上の争訟（裁判所法三条一項）」を超えた紛争処理さえもが、可能になるのです。

4 ADRの課題と民事訴訟の現実

ADRは、このようにいろいろメリットはありますが、必ずしもメリットばかりではないとも考えられます。

たとえば、手続主宰者の中立性・公正さをどのように確保するかの問題、手続についての合意がなければ手続が進まないといった問題、さらには、当事者の十分な主張・立証が欠如しているといった問題などがあります。したがいまし

て、法というのがADRを通じて不確定になってしまい、それはよいことではないのではないかといった批判が、現在、存在するのです。

しかし、これは、法をどう考えるか、法は誰のためにあるのかといった問題につながる難問です。しかも、当事者の満足にも関わる問題だと思われます。素朴な二元的な見方ですが、国家の法といった「マクロレベルでの法規範のあり方」と、市民間で通用している納得を基礎とする法といった「ミクロレベルでの法規範のあり方」とは、基本的に違うのではないかと考えられるのです。後者のもつ価値を、もっと認めていっていいのではないかと考えるのです。極端な話かもしれませんが、後者の集積としての前者の価値を考えてもいいのではとも思います。

私自身は、基本的に、訴訟も柔軟になっていったらいいのではないかと思っておりますし、ADRも活性化していったらいいのではないかと思っております。つまり、後に述べますように、「共生と競走」を通じて、紛争解決の手段・手段全体が豊饒化すること自体が、市民にとってもよいことではないかと思っております。

以前、アメリカで、裁判所も判決を言い渡すだけではなくて、個別事件の類型的な差異や当事者の具体的なニーズに即して様々な手続を作り、当事者に開いていくべきであるという「訴訟のマルチドア化」ということが言われました。⁽⁵⁾ それをもっと広く考えまして、訴訟以外の紛争処理手続の全体を視野に入れて、「紛争処理過程のマルチドア化」ということも、考えられてよいのではないかと思います。これは、「司法支援センター（愛称、法テラス）」の課題になることかもしれません。

次に、「民事裁判の変容」ということです。

先ほど、訴訟も柔軟化すればいいと申し上げた点に関わる場所です。ただ、民事裁判、特に、訴訟手続の場合には、必要的口頭弁論の原則がありますので、柔軟化といっても、どうしても限界があると考えられます。しかし、そのようななかで、裁判所は裁判所で、現在非常に努力していると思われれます。たとえば、例を挙げるまでもないかもしれませんが

が、一期日審理・即日判決を基調とする少額訴訟手続（民事訴訟法三六八条以下）は、ある意味では、「早く、安く、うまく」の制度化された手続の典型例だと思われます。しかも、それは、平成十五年（二〇〇三年）の民事訴訟法改正で「計画審理（民事訴訟法一四七条の二）」が一般的に導入される前から、最も計画的に、「早く、安く、うまく」訴訟審理を行ってきた事例ではないかと思えます。その手続では、原告の明示的な申立てがなくても、いわゆる分割払判決・支払猶予判決（民事訴訟法三七五条）ができますが、それは、学説上は、そのことを可能にする明文の規定があるから可能になると、言われております。つまり、通常の訴訟とは異なる特別の手続における特別の制度であると、一般に考えられているのです。それは、その種の規定のない通常の民事訴訟では、原告の申立てがないかぎり、分割払いなどできないという議論に、つながっていきます（民事訴訟法二四六条参照）。

そのような分割払等の判決の根拠については、いくつかの考え方があります。たとえば、原告は、少額訴訟手続を選択した時に、黙示の同意をしているので、本来一括払いの場合でも、そういうような分割ということが可能であるとか、また、黙示の仲裁契約みたいな契約を想定し、裁判所はその種の契約に基づいて分割払等の判決をすることができるとする考え方もあります。このような考え方の背後には、少額訴訟手続というものを、通常の民事訴訟手続とは全く異なる手続というふうに、考えているきらいがあります。そこに、私は根本的な問題があると考えています。

それで、私は、そうではなくて、やはり、一期日の審理・即日判決の原則（民事訴訟法三七〇条、三七四条）ではあっても、事前に十分な準備をして、その期日で対論を重ねると、その結果そのような判決、つまり分割払判決が可能になってくることを認める手続規範が創造されたのではないかと考えています。⁶⁾つまり、「権利の存否」というレベルの問題とその権利にいかなる救済を与えるべきであるかという「救済形成」の問題とが分離可能であることを前提として、請求権の存否が前者の問題、その請求権の満足の方法が後者の問題と考えますと、当事者間の充実した対論の結果、訴訟空間に顕在化された多様で具体的な救済内容のなかから、個別事件の具体的な状況に照らして、両当事者の予測可

能性をも視野に入れて、裁判所は、その種の分割払判決等を言い渡すことができるかと考えるのです。その場合に、その種の判決を認めた民事訴訟法三七五条一項の規定は、一期日の審理・即日判決の原則を堅持しながらも、救済のあり方をめぐるその種の対論を制度的に保障した規定であり、そのような要請を織り込んだ審理を行うことが規範的に要請されているので、分割払判決等が可能になると、基本的に考えているのです（この種の判決は、「和解的判決」とも評することができます⁷⁾。これは、救済法の視角からの分析的研究です。

そうしますと、たとえば、判決手続の場合でも定期金賠償等というものを、相当な損害賠償額の認定の規定（民事訴訟法二四八条）の趣旨を生かしながら、正面から認めてよいのではないかと思っています⁸⁾が、そういう民事訴訟理論の考え方にも、先に述べた分析視角を反映させることができるのではないかと、思っております。

このように見ていきますと、先ほど述べました『司法制度審議会意見書』は、ADRが、民事裁判・民事訴訟と並ぶ魅力的な選択肢となるようにということをいつていますが、その意味では、実は裁判自体も魅力的な選択肢になり得る可能性を十分にもっていると思います。民事裁判の諸手続のなかでも、多様な手続を創造することによって、利用者にも魅力的な選択肢を提供することができ、また、現にしているのではないかと考えます。そして、その判決手続のなかでさえも、また訴訟上の和解もそうですが、多様な争点整理の手続の実施の仕方等、様々なものを設けることによって、あるいは、訴訟上の和解でさえも、通常の和解以外に、書面和解（民事訴訟法二六四条）、裁判官仲裁（民事訴訟法二六五条）および現地和解（民事訴訟規則三二条二項）など、様々な工夫を盛り込むことによって、魅力的な選択肢を制度的に提供していると、考えられるのです。しかも、日本の裁判所は、民事調停や家事調停といった、歴史と伝統と実績を有する「裁判所内ADR」を有しています。

そうしますと、当面、やはりそういう多様化され柔軟化された訴訟手続や裁判所内手続と、いかに太刀打ちしていくかということが、ADRのひとつの大きな課題になっていくのではないかと考えられます。そのさい、ADRの連携と

というのは、その場合の有効な回答のひとつになると思います。しかも、日本的な文脈では、裁判や訴訟、あるいは裁判所というのは、どうしても一般には市民から敬遠されるのではとも、考えられます。

たとえば、「大岡裁判」というのがよく引き合いに出されます。その名裁判の一例として、「三方一両損」というようなことが言われたりしているわけです。これは、名奉行の独創的な名案であり、なかなか素晴らしい判断だと言われたりします。しかも、奉行すなわち裁判官自身も身銭を切っているということで、市民の立場に近づいており、否、市民と同レベルにまで降りてきており、理想的な裁判であると、評されたりもしていると思います。

しかし、私自身は、ちよつと違うのではないかと、そうとばかりは言えないのではないかと、思うのです。「一両損」などといった言葉に象徴されていますように、裁判所に行けば、損をすること、あるいは、譲歩をすることを余儀なくされること、そのような謙讓の美德が市民のあるべき姿であるのではないかといったことが、知らず知らずのうちに、一般市民の脳裡に刷り込まれているのではないかと、つい疑いたくなるのです。つまり、サブリミナル効果と申しましようか、民事裁判に対する負のイメージの醸成にも、この話は密かに貢献しているのではないかと、危慎をしております。裁判になったら、当事者は、それぞれ譲り合うのが理想的な姿であり、そうすれば、判断者も、知恵を出し身銭を切ってくれる。お上の裁判とは、そういうものである、と。

ついでですので、私自身はどう考えているのかということ、簡単に話させてもらいます。

私自身は、逆に、民事裁判というものを、もつと前向きに考えたほうがよいのではないかと、考えています。私は滋賀の生まれですが、私の妻の郷里は、近江商人がたくさん出たところで、近江商人の家には、家訓というものが先祖代々受け継がれております。たとえば、どのような家訓かと言いますと、「買い手よし、売り手よし、世間よし」という「三方よし」の家訓なのです。買い手に喜んでもらえる商売ができることが、売り手の喜びでもあり、そういう商いが広く行われることで、世間全体もよくなるという考え方です。商人（あきんど）として、そのように心がければ、商

いの信用が拡大し、商売が繁盛していくと、考えたのです。これは、含蓄の深い訓（おしえ）だと思ひます。⁹⁾

これを訴訟に置き換えてみますと、「原告よし、被告よし、裁判所よし」ということができます。ここでは、世間はどこに行つたかと言ひますと、原告、被告および裁判所の三者がよければ、世間もよくなつていくと考えられます。「原告よし、被告よし、裁判所よし、世間よし」です。このように、民事裁判に置き換えますと、「四方よし」の考え方に展開できるわけです。これこそが、語呂合わせですが、「司法よし」ではないかと、かねがね考えております。ADRも、広く司法領域の一部をなすと考えられますので、このことは、ADRについても、同様に妥当すると思ひます。研究者という職業は、唯一、公然と夢を語ることが許されている職業だと思ひますので、このように考えることも許していただきたいと思います。

5 水平的な連携のあり方

話を元へ戻しますと、そのような多様な手続の創造を通じて、具体的なADR機関をどうにかたちで構築し実現していくのかというのが、「ADR機関の連携」や「法律関係専門職間の連携」に課されたひとつの重要な課題ではないかと考えております。

その連携を構想するさいに、すでに裁判所が行っている連携も、制限的ですが、ある面では示唆的ではないかと考えます。裁判所内では連携の強化がどんどん進んでいっているように思ひます。

たとえば、従来からあり近時制度的な改善がなされた鑑定の制度（民事訴訟法二二二条以下）、平成一五年の民事訴訟法改正で創設されました専門委員の制度（民事訴訟法九二条の二以下）、さらに、調停と連携した付調停の制度（民事調停法二〇条一項）であるとか、そのようなところに、裁判官が各種専門家の知見を利用する手続が、設けられてい

また、たとえば、裁判所のなかで、これは特定の事件類型にかぎられますが、裁判所調査官（裁判所法五七条。家庭裁判所調査官（裁判所法六一條の二））を置くことで、専門的な知見を補っていくことや、簡易裁判所ですと、司法委員の制度（民事訴訟法二七九条）があり、司法委員が、現実にはかなりの事件について、実質的に単独で和解を成立させているというのが現状だと思われまます。

一方で、訴訟は裁断型の紛争解決方式であり、他方で、ADRは調整型の紛争解決方式と言われますが、結局のところ、訴訟のなかでも訴訟上の和解が非常に多く行われております。つまり、裁判官が、調整役になっているというわけです。なお、仲裁手続は、証拠調べの局面などにつきまして、制度的に裁判所の手続を利用できるということで、連携が制度化されています（仲裁法三五条参照）。

この仲裁手続は別としまして、しかし、裁判所における連携のあり方は、基本的に「裁判所求心型」と言いましようか、いわば裁判所が多様な人的資源である専門家等呼び集めてその知恵と手間とを借りて自らの裁判のサポートのための資料を得たりしている点に特色があります。その意味で、「垂直的な連携」とでも言うべきものかもしれません。

しかし、真の連携のあり方として、私は、基本的には「水平的な連携」が理想的なのではないかと考えます。おそらく、ADR機関の連携の場合には、それが可能になると思えます。そうしますと、多様な専門的な背景をもった法律関係専門職が、対等の立場で紛争処理過程に参画することができ、互いに各自の立場を尊重しながら、手続利用者のために専門的な知見を活用することができることになるのではないかと考えます。端的に言って、紛争も多様化しており、ふつうの紛争当事者、ひいては、領域横断的な紛争の当事者となった手続利用者の視点からは、法律関係専門職がそれぞれ排他的かつ縦割的な職域を形成することではなく、むしろ、領域横断的に、法律専門職種を共時的に活用できることに、大きな価値があると考えられるからです。

また、話を訴訟に戻します。先ほど、訴訟過程が柔軟化している、訴訟手続が多様化している、臨機応変な手続に発展しつつあるという話をしましたが、そのような現在の動向のなかで、ある種の危惧もなくはないように思われます。それは、弁護士を通じた「訴訟手続モデルの普及化」という問題です。

その一例として、労働委員会の審査手続の「訴訟手続化」を挙げたいと思います。

『司法制度改革審議会意見書』の提言もあり、平成一六年(二〇〇四年)の労働組合法等の改正によって、不当労働行為の審査手続がかなり改正されました。そのなかでは、計画審査という規定(労働組合法二七条の六)も入り、民事訴訟における計画審査がそこにそっくり取り込まれました。たとえば、証人等の出頭命令(労働組合法二七条の七第一項一号)や、物件提出命令(労働組合法二七条の七第一項二号)も、新たに規定されました。後者は、文書提出命令(民事訴訟法二二〇条)的な規定であり、あるいは、対象においてそれ以上の広がりをもつ規定なのかもしれません。補充性の要件はありますが、ともかくそのような手続が入ったのです。それから、命令書のモデルも呈示されており、すし、審査手続で出さなかったものは、取消訴訟では出せないといった証拠提出の制限の規定(労働組合法二七条の二一)も入り、事実認定と法的判断をも限られた期間、すなわち審査計画に定められた期間内にきちんとしなければならぬという面もあるわけです。「ADRの訴訟化」とも言えると思います。

しかも、各都道府県の労働委員会の事務職員の方々は、そのような規定を真摯に受け止め、誠実に実現することに努めることになると考えられますので、かなり審査手続が民事訴訟的に、否、民事訴訟以上に厳格なカタチで、進められるのではないかと思います。しかし、不当労働行為の審査手続は、基本的には行政救済であり、本来、訴訟手続よりもっと柔軟に審査手続の現場で運用され活用されるのが望ましいと思います¹⁰。後に行政訴訟が控えているという面があり、その事実認定に耐えうる命令書の起案という意図は分かりますが、そして、そのような事実認定も確かに重要ですが、将来の労使関係の規律を展望した将来志向的判断の形成にも、より多くの努力が重ねられてもよいのではないかと

も思います。

ところが、一般に、労働委員会の委員、特に公益委員のなかには、弁護士の方がたくさん入っています。基本的なスタンズも様々ですが、やはり弁護士の方からすると、一番手慣れた手続が訴訟手続であるということもあり、たとえば、救済の申立てとは異なる命令を出してはいけない、それは申立主義（民事訴訟法二四六条参照）に反するといった考え方なども、出てくるのが考えられるわけです。

このことが意味しているのは、いかなるかたちであれ、新しい法的手続や法制度を作った場合でも、その手続の主宰者である法律家が、どのように運用していくか、新たな命をどう吹き込んでいくかということが、非常に重要でしかも難しい課題なのではないかということです。その意味で、「ADR機関の連携」や「法律関係専門職の連携」のあり方を考えた場合には、多様な法律専門職がひとつのADR機関に協働的に参画することには、意義があると思います。それは、既存の訴訟手続に囚われない、それを手続の範型としない、より柔軟な手続モデルを、制度的にもまたアド・ホックにも構築できる可能性を秘めているからです。そのような手続形成のあり方については、その種の手続に關与する弁護士の寛容な舵取りも、また重要になってくるのではと考えています。

なお、もう一点、最新の裁判所の動きを挙げたいと思います。法律雑誌、特に、判例タイムズのなかで、裁判官がよくシンポジウムを行ったりしております。¹¹たとえば、理想の裁判モデルを提示するプロジェクト・チームが作られていて、それを読んでおりましたら、ある一節を目にして、少し驚きました。それは、「二一世紀の民事裁判」というのは、「当事者の心のケア」も視野に入れなければならないというワン・フレーズでした。もともと、裁判官は、「心のケア」の専門家ではないので、これは非常に難しい問題です。私は、この問題を軽々と論じることができない立場にはないのですが、確かに、今後の課題のひとつになるかもしれないと思います。しかし、裁判所でそのようなことを、とも思いましたが、ともかく、裁判所でもそのような議論が行われ始めているということは、それ以外の紛争解決手段としても、

負けてはいられないようにも思われます。

ただ、この点でも、例外は数多く見られるものの¹²⁾、中立的な外観的立場の堅持を職業的に要請され、基本的には要件事実論と法的三段論法で判決結果を導き出すことを職責としている裁判官よりは、日常的に依頼者である当事者と接しその目線でものを考えることにより馴れていると考えられる弁護士を初めとする法律関係専門職の方が、その種の問題によりアプローチしやすいのではないかと思います。もちろん、この課題自体、非常にデリケートな問題を抱えておりますので、専門的な訓練を必要とし、しかも、慎重な対応が必要になってくるようにも思います。

さて、話を『司法制度改革審議会意見書』に戻したいと思えます。ADR論の基礎やそのあり方について、『意見書』が一体どういう意味合いをもっていたのかということ、まず再確認したいと思えます。ここでは、基本的には、総合的なADRの基盤整備と拡充を提言していたわけですから。

それを受けて、平成一六年（二〇〇四年）に、「ADR基本法」とか、「ADR促進法」とかいわれる「裁判外紛争処理手続の利用の促進に関する法律」が制定されました。基本的には、ADR検討会での議論が、その成立に導いたわけです。今振り返って、この『意見書』を読んでもみると、本シンポジウムのテーマとの関係で、興味深い記述を、発見することができます。

たとえば、ADRに関する関連機関等の連携強化ということも、『意見書』のなかに挙げられていたのです。ただ、そこでの関連機関というのは、「裁判所や関係機関、関係省庁との連携を促進するために、関係諸機関による連絡協議会や、関係省庁との連絡会議等の体制を整備すべきである。」というように言われておりました。そうすると、『意見書』の基本的な発想というのは、やはり個々のADRがきちんと活用されるように整備・拡充されることが前提にあり、それぞれの連携にも言及されていたのです。そのユニークなところは、今回「ADRを通じた福岡発連携的正義の試み」で企画されているような、多様ないわば「草の根」的な法律関係専門職間での連携ではなく、官・官間の連

携といえますか、縦割りのな構造を有し、従来ともすれば各自の権益を排他的に保持する存在であるとも考えられかねない関連省庁間（その下にあるADR機関）の連携が中心的に考えられていたように、思われます。もちろん、そのような官と官だけではなく、官と民との連携も視野には入っていますが。

とにかく、『意見書』の公表後、その実現のための「ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議」などといったものも作られたようですが、その後必ずしも十分な成果は得られなかったのではないかと思われます。このシンポジウムで、その後の連絡会議がいかなる具体的な提言を行い、それが実践に移されたかについてご存じの方がいらしたら、補足していただければと思っております。

ともかく、『意見書』の基本的なあり方というのは、ひとつの重要な指針だと思います。

そこでは、各省庁が有している既得権をいかに壊していくかという基本的な発想が窺われます。それはそれとして十分に理解できますが、しかし、それだけではなく、もう少し市民創発的なと申しますか、手続利用者サイドからのADR手続や機関の創案というものも、『意見書』の提言を具体化する過程で、あるいは、その種の提言に対抗するかたちで、考えられてもよかったのではないかと、私は、考えております。

そのような問題意識に立ちますと、本日のテーマであります「ADR機関の連携可能性」の探究は、まさにそういうものではないかと、考えております。お上の方が音頭をとつても、連携するのはなかなか難しいということ、しかも、お上に関わるADRでさえも連携が困難であるということと、民間ADR機関の関係者間が、その連携のあり方を、いわばボトム・アップ方式で自己創発的に協議していくというのが、ひとつのあるべき方向でないかと、考えるわけです。

そのような『意見書』の基本的な提言、そのなかには「司法ネット」の構想、すなわち「司法支援センター（法テラス）」の創設につながるものもあつたわけでありませう。それは、平成一六年（二〇〇四年）に制定された「総合法律支

援法」というものに結実しまして、現在、全国的に展開され具体化されつつあると思われれます。

そこでは、民事事件については、相談窓口としてのアクセス・ポイントの整備などが行われますので、連携の具体的なあり方が重要になってくると思います。福岡発のADR機関の連携のあり方、すなわち、どのようなかたちで法律関係専門職が連携していくのか、そして、その具体的な実践のありようが、ひとつのモデルとして、全国的に普及していく可能性があるのではないかと思っております。

6 アクセス論のなかの連携

そうしますと、思い至るのが、一九七〇年代から世界的に展開された「正義へのアクセス」の議論です。これは、現在、第三期までが明らかにされています。¹³⁾

第一が、「貧困者のためのリーガル・エイドの問題」、すなわち、裁判所へアクセスしなくてもできない人をどのようにサポートしていくかという問題です。これは、現在完全ではありませんが、かなり改善されたと思います。

第二のアクセスが、「少額拡散大量被害者をどのようにして救済していくか」の問題です。一人一人だと、紛争がうまく処理できない、あるいは提訴して勝訴しても、その手続費用さえも賄うことができないという場合に、全体的にどう救済していくかという問題です。クラス・アクションや団体訴訟等の問題です。日本でも、後者は、ようやく消費者契約法に結実すると思います。

それから、第三に、そのようなものを全て含み、ADRをも取り込んだ「正義の総合システムの構築とそこへのアクセスの問題」が、語られたわけです。

私は、それらを超えて、第四に、いわば究極的なアクセス形態を考えています。それは、「紛争解決手続のIT化を

前提とした訴訟やADR機関へのユビキタス・アクセス」というものです。最近、ユビキタス社会とか言われるようになってきましたし、ユビキタス・アクセスという言葉も定着しつつあることを踏まえたものです。「ユビキタス」というのは、遍くとか普遍的とかいう意味合いがありますが、誰でも、どこからでも、いつでも、どこへでも、という意味があるようです。そうしますと、第二のアクセスまでで語られていた訴訟手続すなわち裁判所へのアクセスだけではなく、第三のアクセスで取り込まれたADR機関へのアクセスをも含めて、さらに、入口だけではなく、訴訟手続やADR手続の手続過程全体への恒常的なアクセス可能性を展開していくのが、この第四の「正義へのユビキタス・アクセス」の考え方なのです。連携ADR機関も、その様々な具体像が考えられると思いますが、総合病院的にワン・ストップ・サービスが提供できれば、これこそが、裁判所と並ぶ民事紛争解決の魅力的な選択肢として、「正義へのユビキタス・アクセス」の一翼を担い、裁判所と競い得る存在になるのではないかと考えています。

それから、「ADR促進法」とか「ADR基本法」と言われる法律ですが、裁判外紛争解決手続の機能を充実させることによって、紛争当事者が解決を図るにふさわしい手続を選択できるようにする、そこから、国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする、こういうことが、第一条で謳われております。前半部分は、私が先ほど申し上げましたように、手続を利用したいと考える市民が利用できる手続が豊饒化するという意味では、非常によいと思います。それらの手続に関する情報が十分に伝えられ・理解と納得のうえで手続を自己決定・自己選択できるということが前提なのですが、ただ、後半部分、国民の権利利益の適切な実現については、ここに書いてある権利利益は、厳格な意味での権利利益ではないと思われまます。

もちろん事案によっては、権利義務を明らかにするということも不可避になってくるものがあるとは思われますが、基本的には合意に基づく手続であり、事実認定を行う手続装置を有していないことが多いと考えられますので、過去は過去として、将来志向的に、これからの具体的な関係調整のあり方を考えていくという、紛争解決の仕方を中核に据え

るといふ考え方も、十分にあり得るわけです。それがADRの望ましいあり方ではないとされてしまうと、少し疑義が生じると私は考えております。

また、その法律にはADRに関する国等の責務が定められておりますし（同法四条）、特に裁判外紛争解決手続のうちで、民間事業者が行う和解の仲介、調停や斡旋の業務について、その業務の適正さを確保するために、一定の要件に適合していることを法務大臣が認証する制度（同法五条以下）も設けられているわけです。この認証というものに関しては、大きな議論がありました。このような制度ができたということで、どう活用していくのか、場合によってはそのあり方の改善を提言していくのかということが、今後の課題になると考えられます。認証を受けた民間事業者による和解の仲介の業務については、時効の中断や訴訟手続の中止といった効果が付与されることになっています。この認証制度に対しては、国家の過度な介入という批判が考えられます。また、時効中断や債務名義化等の側面では、訴訟と並び得る制度として、有効な手立てが講じられたと、評価できるわけです。この法務大臣による認証する制度につきましては、本日、法務省からお越しの裁判官でしかも立法担当者である内堀宏達さんに、後ほど現在の進捗状況をお伺いできればと思います。

7 ADRの位置付け

——「阿蘇型志向モデル」を求めて

最後に、「ADRの展開」ということです。ADRは、Alternative Dispute Resolutionsという英語がそのまま日本語として使われてしまっており、しかも、今から三〇年ほど前には、日本ではまだほとんど知られていなかった用語です。アメリカでは、共同体の崩壊が取り沙汰されるなかで、市民のコミュニティを市民が自分たちの手でどう立て

直していくかという大きな動きのなかで、脚光を浴びてきたものです。

それは、市民創発的な紛争解決手続の創造であり、自分達の紛争は自分たちで解決していくという点に、大きな社会的意義があり、それが、アメリカ連邦最高裁判所長官のバーガー裁判官などの支援もあり、裁判手続のなかにも取り込まれ、先ほど述べたような「マルチ・ドア・コート（MDC）」などといった考え方が生み出され、定着していった経緯があります。民間で生まれた紛争解決手続についての知恵が、裁判所をも変えていった歴史があるのです。

これに対して、大陸法系では、やはり、民事裁判・民事訴訟が中心的な役割を占めていると考えられます。ドイツでは、一九九九年の民事訴訟法施行令の改正で、ようやくこのADRが認知されました。その認知のされ方としては、各州つまり各ラントごとに、一定の種類の事件について、いわば調停前置主義をとることができるというような一般的な規定が設けられたのです。その主な目的は、裁判所の負担軽減ということにあったと思われる。ドイツの場合は、やはり基本的には、民事紛争処理では法規範の適用を通じて、裁判所で黒白をはっきりつけるという方向性が、強いのではないかと思われます。

そこで、日本ではどうかといいますと、裁判所内のADRが非常によく使われ、よく機能してきたと言われています。それ以外でも、行政型ADRや民間型ADRなど、様々なものが存在するようになりました。こういったなかで、つまり、日本の司法制度のなかで、ADRをどう位置付けていくかが、かねてから問題にされています。先ほどから述べています『意見書』によりますと「魅力的な選択肢」なので、裁判と対等のものと位置付けられているとも考えられるわけですが、現在では、レジュメにおおざっぱに書きまされたように、「裁判・訴訟に従属するという考え方」と、「ADRには独自の意味があるという考え方」が、両極端に存在するのではないかと考えられます。

ただ、私は、「共生論とでも言うべき考え方」が妥当であると思います。まず、従属性というのはあまりに卑屈な感じがいたしますし、独自性というの、現在この国で民事訴訟が果たしている役割を考えますと、問題があるように思

われます。そのようなことは歴史が示しています。やや極端な例ですが、民事訴訟法というのは、昔、実体法の侍女とか「ハシタメ」などといった扱いがされていて、端的に言って、たとえば明治期の東京帝国大学の先生の給料も、民法の先生よりも民事訴訟法の先生は安かったといった点にも、顕著に表われていると思われまます。

今は、そのようなことはないと思われまます。そのように独自性を強調すると、つまり、訴訟は実体的な生活関係とは違うということ強調してしまうと、おかしなことが起こってくるわけです。というのは、みなさんよくご存知の、訴訟行為に瑕疵があった場合、どうして救済されるのかの問題などに顕われています。これは実体法の規定が適用になるのかならないのか、そういうような議論です。たとえば、強迫によって訴えの取下げがなされたとして救済が求められた事案で、最高裁⁽¹⁵⁾は、「再審事由の訴訟内顧慮」という考え方を呈示し、刑事上罰すべき他人の行為という再審事由（現、民事訴訟法三三八条一項五号）に該当すれば、無効の主張が許されると、判示しました。しかし、これですと、たとえば詐欺の場合は救済される可能性がありますが、錯誤の場合には、再審事由がないので救済されないといった、おかしな結論が導き出されることになるのです。訴訟空間と日常生活空間を全く異質なものとして考えて、訴訟というものの独自性を強調させていった残滓が、そういったかたちで存在し続けているわけですが、これでは、いわば理論化の暴走のような面がなくはないと思われまます。

訴訟空間をこのように日常生活空間と乖離させるべきではないという基本的な考え方からは、訴訟手続とADR手続とを連続的に捉え直し、「共生論」をサポートする方向に働くのではないかと思われまます。そのようないくつかの教訓を知っている現代の私たちからしますと、訴訟手続もADR機関も相互に刺激をし合いながら、相互に伸ばしていくという方向性、さらには、多様なADR機関が、連携をも視野に入れて、共生していくという方向性が、基本的に妥当なものではないかと思われまます。もちろん、裁判所とADR機関との連携も十分に考えられてよいと思われまます。

このような議論と関わるのですが、ADRの位置づけに関しましては、大きな比喩的なモデルが、従来から呈示され

ています。「富士山型（富士山志向モデル）」か、「八ヶ岳型（八ヶ岳志向モデル）」かといったモデル論です。

まず、「富士山志向モデル」というのは、訴訟・判決をひとつの頂点として、裾野にADR機関が広がっているモデルです。それは、一方で、紛争解決のフローが裾野のADR機関から中心の民事裁判に流れ込んでいくということ、他方で、判決で出された紛争解決の基準・準則が、裾野にあるADR機関にも広がりそこで用いられてADR機関における紛争解決が図られるということを指摘する、いわば「訴訟至上主義」的な発想の考え方です。確かに現実には、そのような側面はないとは言えないと思います。小島武司先生はこのような考え方ですが、それが、「正義の総合システム」であるとおっしゃったのです。

これと対極にあるのが、井上治典先生の「八ヶ岳型志向モデル」です。八ヶ岳には、いくつかの山頂がある。そこでこぼしたひとつが訴訟であって、また別のものが他のADR諸機関であるという発想です。このように見ることが、訴訟という峰と他の峰との相互関連のあり方を考えるには有用であり、訴訟手続と他の紛争解決手続との間に一定の範囲で「相互乗入れ」を認めるべきであると論じられたのです。この考え方は、理想的な考え方で、訴訟手続とADR機関の手続との相互連携を考えるうえでは、有益な考え方であると思います。しかし、訴訟をADRと全く同列に置くことができないのかの疑問もあり、また、論者の意図に反してADRも高い山の頂と考えられてもいけないと思います。

このような二つのモデルも、基本的には、それぞれそれなりの意味があると考えますが、私自身は「阿蘇志向モデル」といった考え方が、一番よいのではないかと考えております。¹⁶ 阿蘇というのは、阿蘇五岳という五つの高い山が真ん中にありますが、阿蘇山というのではなく、外輪山がその周りを取り巻いています。それらすべてが阿蘇なのです。その外輪山も、高いところがあれば、低いところもある。そういう阿蘇の場合ですと、そのなかに人々も住んでいるわけです。つまり、訴訟手続は多様化しており、また、ADR機関も多様化しており、しかも、先に述べました「訴訟とADR機関の共生論」を徹底した場合には、このように市民生活のなかに多様な紛争解決機関へのアプローチを可能にす

る「阿蘇型志向モデル」が、一番分かりよいのではないかと考えるのです。

日頃から、ADRの位置づけに関しまして、このようなことを考えていましたら、最近、太田勝造先生らが編集されている『交渉ケースブック』¹⁷⁾という本に出会いました。そのなかに、ある会社の国際的なビジネス交渉を数多く経験された方が、私のモデルとは全く関係ないですが、「アソフンカズ（阿蘇噴火図）」、「アソフンカアリ（阿蘇噴火あり）」というのを書かれております。これは何かと言いますと、それぞれ交渉に必要な頭文字を並べますと、「A・S・O・F・N・C・A・A・L・I」になるということです。

たとえば、「A」というのは、交渉の前段階で、awareness、目的を自覚すること、「S」は、交渉をどのように準備すればいいかというところで、scenario simulationを事前に立てておくこと、「O」は、outcome estimation、結果を予測し評価しておくこと、「F」は、fact collection、事実を集めること、「N」は、number preparation、数字を用意して説得力を持たせること、「C」は、consultation、相談をきちんとやること、「A」は、approval、上司の許可を得ることが、それぞれ記されていたのです。そして、交渉の中身としては、「A」・「L」・「I」の部分ですが、「A」は、articulate expression、正確な表現をすること、「L」は、logical construction、論理的に筋道の通った話の進め方をすること、「I」は、impressive presentation、印象的なプレゼンテーションをすることが、記されているのです。

私の訴訟とADRとの位置づけに関する「阿蘇型志向モデル」は、システムのあり方の方の問題ですが、この「阿蘇噴火あり」のモデルは、その手続過程のあり方に示唆を与える考え方で、非常に興味深いものだと感心しました。ADRを行うさいに、ADRの主催者も、手続利用者もこういうかたちで、手続過程を描き行動すれば、プロセスも充実し、利用者の満足度も高くなるのではないかと考えます。

最後になりますが、この「連携的正義」の意味をもう少し敷衍してみたいと思います。

まず、正義といいますが、たとえば、結果が正しいだとか、真実に合致しているということ、これまで主として結

果志向的に捉えられてきたのではないかと思えます。しかし、日本には、別の考え方も、市民レベルでは古くから存在しました。「三人寄れば文殊の知恵」という言葉に象徴される手続重視の考え方です。これは、確かに、三人寄れば一人の場合よりも、結果的によりよい結果がでる、より正しく、より真実に近い結果が出るという具合に、結果的に捉えることもできると思えます。しかし、結果よりも、むしろ三人集まって知恵を出し合うこと自体に意味があり、プロセス的な価値をそこに求めることもできるのではないかと考えております。そういう意味では、裁判所で行われている正義というのは、いわば法的三段論法がそのシステムを正当化する孤高の正義といえますか、法適用の正しさを旨とする結果的な正義を探求するような正義が行われている面も、少なくともと思えます。もちろん、最近ではそればかりではないのですが、そのような結果的な正義と対峙することができなのが、「連携的正義」、「プロセス的な正義」、「多様な法律専門職による対話的な正義」と言ってもいいかと思えます。つまり、法的な紛争解決能力だけでなく、各士業がそれぞれ有する固有の専門的な能力、および、じっくり話を聞いて当事者間のコミュニケーションを再生させカウンセリングなどさえも行える能力を有する専門家が集まれば、よりよい解決、つまり、「紛争当事者の心に届く解決の指針」を紡ぎ出せる、あるいは、その手助けができるのではないかと思うのです。

そのような手続過程のなかで、手続主宰者、それも多様な手続主宰者、手続関与者、そういうものが知恵を出し合い、納得していくということができれば、「連携的正義」が実り多いものになるのではと考えており、そこに、「連携的正義」の妙味を感得できるのではないかと考えます。つまり、紛争処理過程において、多様な専門的背景をもった中立的な第三者が、民事紛争当事者の話を聴きながら、協働的に紛争処理のための方向付けを行うフォーラムが形成されること自体に、手続的な正義の新しいかたち、新しい「プロセス的正義」の姿を見出すことができるのではないかと、考えられるからです。

それとの関係では、多様な手続主宰者のもつ背景的な専門性を、どのようなシステムを作ることによって生かしてい

くべきかが、ひとつの大きな問題になると思われれます。先ほども少し述べましたが、この専門性の中味も問題になると思います。つまり、「難しい言葉で書かれた専門的な領域の事柄をよく知っている」というのが、本当に専門家なのかといった問題です。

通例、専門とは、専門的な知見ということで、情報量的に、細かな専門分野の情報内容を核として実体的に捉えられているように思われます。いわば、「実体的かつ静態的な専門性」です。このような観点から民事紛争処理の領域を見渡した場合には、法律関係専門職の中でその専門性の度合いには、それぞれ差異がありますし、その種類にもヴァリエーションがあるように思われます。ただ、民事紛争に巻き込まれた当事者が現に存在しその納得と満足そして時に諦めが紛争処理の成否を測る試金石であると考えますと、紛争解決過程における専門性という点で重要だと思われるのは、「手続的かつ動態的な専門性」、「過程的な専門性」ではないかと思われれます。それは単に知っている、専門的な知見を有しているということだけではなく、それを分かりやすく当事者の心に届くかたちで説明ができ、得心してもらえ、コミュニケーションが可能になるかがどうか大切ではないかと、考えるのです。もちろん誰に説明するのかといえますと、手続主宰者間の意思の疎通ということもありますが、それ以上に「手続利用者に対して分かりやすく納得してもらえよう」に説明する能力」こそが、重要になってくるのではないかと思えます。

これからは、「実体的かつ静態的な専門性」と「手続的かつ動態的な専門性」との両方をもつことが重要になるでしょうし、そうなれば、法律関係専門職や法と、市民との距離もより一層近づくことになるのではないかと思います。

そのさいには、先ほど申し上げました福岡では、特に、弁護士会が積極的にコーディネートを行い、弁護士会を通じて様々な領域での連携が行われてまいりましたので、そのようなプロセス的なノウハウが、ADR機関の連携のなかでも生かされることを願っております。より一般化しますと、このようなADR機関または法律関係専門職の「垂直的な連携」を現実化し、実質化するために重要な役割を演じるのが、法曹三者の一角を担い、しかも、そのなかの最大の人

口を占める弁護士であり、弁護士会であるべきであるということです。「連携的正義」を「社会正義」の一部であると考えた場合には、まさにそのような使命を担うことは、すでに弁護士法一条によって、規範的に要請されていると考えられるからです。

紛争処理の場というのは、手続主宰者と手続利用者らとの間の「一期一会的な出会いと対話の機会」という意味合いがあると思います。それゆえ、これからは、基本的なシステムを作り、連携を具体化し、実践化していく、そして、またよりよいものにするために、手続主宰者の技術を磨いていくということも、必要であると思っております。

なお、ADR機関の連携のパターンも、いろいろ考えられます。たとえば、人的レベルの連携（「専門家連携ADR」）、ADRの組織的レベルの連携（「組織連携ADR」）、そして、裁判所とADR機関との連携（「裁判所連携ADR」）などが考えられますが、今後の課題としたいと思います。

8 おわりに

——「正義の女神」像から「千手観音」像へ

なお、もう一点、日本的な正義（あるいは、より広く東洋的な正義）の新たなあり方を示唆する象徴として、「正義の女神」像から「千手観音」像へという話を、させていただいて、基調報告を閉じたいと思います。

日本の民事裁判・民事訴訟は、近代化の要請もあり、西欧の裁判モデルをその中核に据えています。その象徴としては、目隠しをして天秤と剣をもった、正義の女神、「ユスティティア（テミス）」が、よく引き合いに出されます。民事訴訟過程に関して言えば、天秤は、権利の観念的な確定手続、すなわち判決手続を象徴し、剣は、権利の事実に執行手続、すなわち執行手続を象徴するわけです（ちなみに、目隠しは、公正を表わすとも、あるいは、西欧中世における

盲いた正義を象徴するとも、言われているようです。これは、訴訟資料や証拠資料を天秤にかけ、いずれかの当事者に勝訴判決を下し、その結果（債務名義の内容）を、剣が象徴する強制執行力でもって忠実に実現している様を、象徴しています。合理的正義と申しますか、ゼロサム・ゲームと申しますか、かなりリジッドな冷たい正義ではないかと思えます。

これに対して、日本古来からの救済の考え方は、より豊かで多様で柔軟な性格を帯びていると思います。たとえば、「千手観音（千手千眼観音）」像に、象徴的に表現されています。¹⁸それは、限らない慈悲を表わす観音菩薩であり、千の慈悲の目と千の慈悲の手を備え、衆生を遍く済度する大願を表わす像なのです。これは、紛争当事者が、個別事件の具体的文脈で、そのニーズに即した救済手続と救済結果を、選択的かつ創造的に見つけ出していく過程を、よく示していると思います。奈良の唐招提寺、大阪の葛井寺、滋賀の千手院や園城寺などの千手観音像を見ると、実に多様な済度の道具立てを有していることに驚かされます。私見では、紛争当事者が、個別事件の具体的な文脈に即した救済の道具を選択的に（時に創造的に）獲得できればと考えています。

このように、「正義の女神」像と「千手観音」像とは、それぞれ、民事訴訟とADRとに相当するとも考えられますし、さらに、民事訴訟制度をも含めた司法制度、紛争処理手続のあり方の象徴が、『「正義の女神」像から「千手観音」像へ』と、変更すべきであるとも考えられるのです。すなわち、二一世紀を、法的救済の世紀と捉えた場合には、その象徴として、「千手観音」像を考えることができると思います。

ともかく、「ADRを通じた福岡発連携的正義の試み」は、いわば、このような「千手観音」像に相当する正義像を、連携を通じて具体的に実現する試みとしても、高く評価し、涵養すべきものであると考えられるのです。

やや抽象的かつ観念的なことを申し上げましたけれども、紛争処理の現場に携わっている皆様の英知をお借りして、「連携的正義」の具体化が図られることを期待しております。²⁰

長い時間、ご清聴、どうもありがとうございました。

〈注〉

* 本稿は、平成一七年（二〇〇五年）九月二二日に、日本弁護士連合会・ADR（裁判外紛争処理機関）センター・第九回全国仲裁センター連絡協議会実行委員会主催（福岡県弁護士会協力）で、アクロス福岡国際ホールにて行われた、「ADR促進法とADR機関の協働について——専門士業の連携による利用しやすいADRを」をテーマとした「第九回全国仲裁センター連絡協議会」の基調講演の記録を母胎としたものである。今回の公表にさいして、当日時間の関係で割愛した部分を含めて、全面的に加筆し、かつ、脚注を付加した。ただ、当日は、この講演の後に、興味深い質疑応答も行われたが、それについては、本稿では割愛させていただきます。

当日、司会の労をお執りいただいた、福岡県弁護士会、福岡県弁護士会紛争解決センター運営委員会委員長、金子龍夫弁護士を初め、福岡県弁護士会紛争解決センター運営委員会の皆様方に、心から御礼申し上げます。諸般の事情で、公表が遅れたことをお許しただけだと思います。

(1) たとえば、八木一洋「福岡地方裁判所における民事訴訟の審理の充実、促進方策の実施状況について」判例タイムズ八一六号六頁（一九九三年）、「福岡地方裁判所審理充実・促進方策実施要領」の検証実験に関する中間報告書」最高裁判所事務総局民事局監修『民事訴訟の運営改善関係資料（二）』一五三頁（法曹会、一九九四年）などを参照。

さらに、福岡方式の展開については、川嶋四郎『民事訴訟過程の創造的展開』一三二頁（弘文堂、二〇〇五年〔論文初出、一九九九年〕）も参照。

(2) さらに、法科大学院レベルでは、「九州三大学連携」も実施されており、これは、鹿児島大学法科大学院、熊本大学法科大学院、そして九州大学法科大学院からなる。さらに、来春からは、琉球大学法科大学院をも含む、「九州四大学連携」に発展する予定である。

(3) 民事訴訟を含む民事救済過程の全般において、この点を強調する見解として、たとえば、井上治典『民事手続論』八七頁（有斐閣、一九九三年〔論文初出、一九九一年〕）などを参照。

(4) ただし、公共的な問題に関する事件の場合は、別の考慮を必要とする。たとえば、川嶋四郎『差止救済過程の近未来展望』二一二頁（日本評論社、二〇〇六年〔論文初出、一九八八年〕）などを参照。

(5) たとえば、宮永文雄「ADRの制度化に関する一考察——アメリカ合衆国における展開を中心として」九大法学七五号七三頁、

- 一〇二頁（一九九八年）などを参照。
- (6) 詳しくは、川嶋・前掲書注(1)二五一頁を参照。
- (7) たとえば、川嶋四郎『民事救済過程の展望的指針』一頁（弘文堂、二〇〇六年）などを参照。
- (8) 川嶋四郎『判例批評』私法判例リマックス三〇号一一〇頁（二〇〇五年）を参照。
- (9) 「三方よし」については、たとえば、末永國紀「近江商人中村治兵衛宗岸の『書置』と『家訓』について——『三方よし』の原点考証」同志社商学五〇巻五・六合併号二五頁（一九九九年）などを参照。
- (10) 私見は、たとえば、渡邊富美子「労組法、労働委員会規則改正に伴う労働委員会実務について——改正法運用の実情と労働委員会の役割についての私の想い」月刊労委労協六〇二号一頁（二〇〇六年）などの所感に、共鳴を感じる。
- (11) 以下については、「二一世紀の民事訴訟の構想」研究会・裁判所チーム「二一世紀の民事訴訟」判例タイムズ一〇六三号三九頁（二〇〇一年）を参照。
- (12) 川嶋・前掲書注(7)一三五頁を参照。
- (13) たとえば、小島武司「思想的理念的基盤をめぐって——法へのアクセス①」法律時報七六巻三号二四頁（二〇〇四年）などを参照。
- (14) 川嶋四郎『民事訴訟のIT化』のための基本的視座に関する覚書(1)——『先端テクノロジー』の民事訴訟改革への貢献可能性を中心として」法政研究（九州大学）七二巻一号一頁（二〇〇五年）を参照。
- (15) 最（二小）判昭和四六年（一九七一年）六月二五日・民集二五巻四号六四〇頁。
- (16) 以上については、川嶋・前掲書注(1)一五頁、同「ADRと少額救済」井上治典ほか編『民事救済手続法（第三版）』（法律文化社、近刊）を参照。
- (17) 商事法務、二〇〇五年。
- (18) このような考え方は、東京工業大学の今田高俊教授から示唆を得たものである。
- (19) 川嶋・前掲書注(7)一頁を参照。
- (20) さらに、基調講演では、言及できなかったが、手続主宰者のあり方についての参考文献として、川嶋四郎「小さなトラブルと裁判」和田仁孝∥太田勝造∥阿部昌樹編『交渉と紛争処理』一九六頁（日本評論社、二〇〇二年）も参照。